第３編　学校の危機管理

第２部　自然災害
（風水害・津波・火山噴火等編）

第１　特徴

第２　都の取組

第３　学校における対応

第４　教育庁の配備態勢

東京都総合防災訓練　都立高校生による応急救命訓練

第３編　学校の危機管理

第２部　自然災害（風水害・津波・火山噴火等編）

第１　特　徴

台風が接近すれば警戒を強めるなど、時間的な推移に伴い、対応が変化していく点で、突発的に生じる震災とは異なる。ややもすると台風や豪雨の襲来は予想ができること等から安易に考えがちであるが、風水害等への対策もしっかりと行い、被害を最小限に止めるように準備しておくことが大切である。

風水害等への対応については、震災と同じ自然災害として、基本的には震災に準じて行う。

なお、近年の特徴として、台風の規模が年々巨大化していること、竜巻や１時間に50㎜を超える局地的な集中豪雨等の発生が多くなり、さらにアスファルトの道路やコンクリート舗装の施設が増加してきたため、河川が氾濫したり、排水能力を越えた下水管から雨水が路上に噴き出したりするなど、いわゆる都市型水害の発生がみられるようになった。

東京都総合防災訓練　非常食の配布

第２　都の取組

１　洪水対策（総合的な治水対策）

総合的な治水対策については、当面の目標である１時間50㎜ 程度の降雨に対応できる治水安全度を確保するため、種々の施策を策定し、その推進に努めている。

また、洪水などによる浸水被害を最小限にとどめるため、堤防などの整備、地盤沈下対策等の施策を進めている。

今後の豪雨対策においては、河川や下水道の整備に加え、「自助」「共助」を促進するという観点から、浸水被害を最小限にとどめる減災対策を推進するとともに、対策を実施するにあたっては、対策促進エリアを設定し、重点的に取組を進めている。

２　高潮対策

伊勢湾台風級の台風による異常高潮を想定して、都建設局及び都港湾局は河川、海岸の堤防、護岸等の整備を推進している。また、水門閉鎖時の内部河川及び運河の氾濫を防止するため、内水排除を行っている。

具体的には、伊勢湾台風級の高潮(最大A.P.＋5.10m)に対処できるよう、東部低地帯を流れる河川において、高潮防潮堤及び護岸を整備している。

３　津波等対策

都と国土交通省関東地方整備局、区市町村は、管理区域である河川・海岸・港湾施設等の整備に連携して取り組んでいる。

「地震・津波に伴う水害対策に関する都の基本方針」に基づき、河川、海岸保全施設等の耐震性の向上策や、堤防の内側への浸水が生じた場合の対応策など、必要な対策を講じている。

また、津波への対応については、堤防高の変更はせず、現行計画での高潮対策を進めることにより対応することとし、今後の中央防災会議等の地震・津波の検討結果も注視し、必要に応じて対策を実施する。

４　土石流、地すべり、がけ崩れ対策

東京都では、土石流や地すべり、がけ崩れの危険性が高い箇所、過去に災害が発生した箇所において、砂防堰堤や急傾斜地の崩壊防止工事などを実施している。

また、土砂災害のおそれがあり、移転等が困難な避難所や災害時要援護者関連施設については、対策の必要性を検討し、必要に応じて土砂災害対策施設を順次整備している。

東京都地域防災計画の詳細は、下記の東京都防災ホームページを参照

http://www.bousai.metro.tokyo.jp/japanese/tmg/plan-sinsai.html

第３　学校における対応

各学校では、震災編を参考に風水害・津波・火山災害についても危機管理計画を策定し、沿岸部や河川への隣接及び急傾斜地等、学校のおかれている地域の実情に応じた（広域）避難場所や避難経路、さらに通学路の安全点検を行う等、児童・生徒の安全確保に万全を期すこと。

第４　教育庁の配備態勢

１　災害対策本部設置前等の措置

(1) 通信連絡態勢

通信連絡態勢は、台風の接近その他の事由により、情報の収集及び緊急事態の発生等に備えて、連絡態勢を確立しておく必要があると認める場合に発令する。

通信連絡態勢が発令されたときは、総務課安全管理担当職員、教育情報課通信要員及び東京都教育委員会災害対策要綱第7の2に定める連絡員は上司の指示があるまで待機し、情報の収集及び連絡の事務に従事する。

(2) 警戒態勢

警戒態勢は、台風の襲来その他の事由により災害が発生するおそれがあり、臨機の措置を講ずる必要があると予測される場合に発令する。

警戒態勢が発令されたときは、次に掲げる職員は、上司の指示があるまで待機し、状況に応じ都立学校における授業の取扱いその他危機管理に関する臨機の措置を検討し、処理しなければならない。

ア　教育庁総務部長、総務部総務課長、調整担当課長及び教育情報課長

イ　教育庁都立学校教育部長、都立学校教育部高等学校教育課長及び特別支援教育課長

ウ　教育庁指導部長、指導部指導企画課長

エ　前各号に掲げる者のほか、教育長又は教育庁部課長が特に指定する。

都立高校における宿泊防災訓練